

令和元年(平成31年) 水道水質関連事故事例

事業名等	都道府県	発生日	水道の種類	施設概要(水源)	事故概要	事故原因	今後の対応	備考
簡易専用水道	兵庫県	平成31年2月5日	簡易専用水道	地下埋設式受水槽	神戸市において簡易専用水道である受水槽への汚水の流入による汚染が原因とされる健康被害(ノロウイルスによる食中毒)が発生。神戸市は受水槽の設置者に対して受水槽の維持管理を徹底するよう指示を行った。	地下埋設式受水槽の汚染	経過観察、原因究明、再発防止措置の検討及び実施	
飲用井戸等	福岡県	平成31年4月3日	飲用井戸	塩素消毒(井戸)	井戸水から水銀が検出されたとの情報。同地区では以前から検出事例があり、飲用には使用していないとのこと。また健康影響も発生していない。	地下水の汚染	水道の給水区域拡大を実施予定。	
古河市水道事業 野木町水道事業	栃木県	平成31年4月9日	水道事業	凝集沈殿ろ過(表流水)	河川の水質悪化により2-MIBが上昇したため、粉末活性炭を注入し対応したが、基準値を超過した。上流のため池の放流によるものと推察された。応急給水所を設置するとともに、報道発表し住民に対して情報提供を行い、原水への粉末活性炭の注入率を強化した。	取水口上流域のため池	上流域の監視強化 粉末活性炭の注入を強化	
専用水道	大阪府	平成31年4月26日	専用水道	凝集沈殿ろ過(井戸)	アルミニウム及びその化合物が基準値を超過(0.25mg/L)していることが判明。揚水量が通常より低下したことにより凝集剤が注入過多となった。一時的に市水道事業からの給水に切り替えた。	凝集剤の注入過多	揚水量に応じた凝集剤の注入量の調整 揚水量を安定させるため、揚水配管の布設替え工事を実施予定	
小坂上簡易水道事業	静岡県	令和元年5月13日	簡易水道事業	塩素消毒(井戸)	定期的水質検査において残留塩素濃度が0.1mg/L未満となっていることが判明。健康影響なし。	塩素注入設備の不具合	再発防止策の検討及び実施	
石川町水道事業	福島県	令和元年5月20日	水道事業	急速ろ過(表流水)	定期検査の結果2-MIBが基準値を超過(0.000011mg/L)していることが判明した。上流のダムの水位低下による原水悪化が原因。検査の頻度を高めるなど対応した。	原水水質の悪化	粉末活性炭の注入 粒状活性炭ろ過槽の切り替え等	
専用水道	大阪府	令和元年6月12日	専用水道	凝集沈殿ろ過(井戸)	定期的水質検査において塩素酸が基準値を超過(0.75mg/L)となっていることが判明。市が安全確認がとれるまでの飲用自粛を指示。次亜塩素酸を薬液タンクから廃棄し、タンク内を清掃。健康影響なし。	薬液タンク内の次亜塩素酸の液温上昇	次亜塩素酸の管理の徹底。	
専用水道	大阪府	令和元年8月8日	専用水道	凝集沈殿ろ過(井戸)	アルミニウム及びその化合物が基準値を超過(0.21mg/L)していることが判明。揚水量が通常より低下したことにより凝集剤が注入過多となった。揚水配管の更新工事を実施。	凝集剤の注入過多	特になし	
埼玉県水道用水供給事業	埼玉県	令和元年8月15日	水道用水供給事業	凝集沈殿ろ過(表流水)	河川の水質悪化により2-MIBが上昇したため、粉末活性炭を注入し対応したが、基準値を超過した。他浄水場の応援給水により影響範囲を縮小するとともに、供給先に対し情報提供をしながら送水を継続した。8月16日未明に基準値内に低下した。	原水水質の悪化	粉末活性炭の注入強化	
飲料水供給施設	長野県	令和元年9月2日	飲料水供給施設	塩素消毒(湧水)	8月25日～8月28日にかけて下高井郡内の旅館に宿泊した10グループ72名中の2グループ41名が下痢、発熱、腹痛などの症状を呈した。長野県保険所及び関係自治体が行った検査により、患者便及び旅館の水等からカンピロバクター属菌が検出された。	当該施設で調理等し提供された飲食物	塩素注入装置設置の交換を実施。受水槽を設置している旅館に対し、保健所及び長野県が立入実施。沢水や井戸水を使用している施設に対し、衛生管理の徹底、塩素消毒の実施を指導。	

専用水道	北海道	令和元年9月13日	専用水道	塩素消毒 (深井戸)	ホテルの受水槽(床下型)に隣接する雑排水槽の排水ポンプが故障し、雑排水槽内の水位が上昇、雑排水槽と受水槽との隔壁にあった旧配管の撤去部分から排水が受水槽に流入した。宿泊客からの苦情により発覚。水質検査を実施し、一般細菌が基準値を超過(56,000CFU/ml)、味及び臭気に異常あり。健康被害なし。	雑排水槽ポンプの故障	受水槽隔壁排水流入箇所(旧配管部)の修繕と受水槽清掃を実施。雑排水槽のポンプ更新及び満水警報装置設置。
専用水道	北海道	令和元年10月8日	専用水道	急速ろ過 (深井戸)	定期の水質検査において、塩素酸が基準値を超過(1.2mg/l)していた。保健所の指導により飲用を禁止。健康被害なし。次亜塩素酸ナトリウムの仕様の変更、薬液タンクの洗浄を行い、塩素酸が基準値内であることを確認し、給水を再開した。	不明	次亜塩素酸ナトリウムの仕様の変更。薬液タンクの洗浄を実施、以後年2回の洗浄を計画。塩素酸の検査頻度を変更(3か月に1回、夏季は毎月)。